

## 令和6年2月22日開催教育委員会会議記録

### 1 開会・閉会等について

開催日	令和6年2月22日(木)
場 所	教育委員会室
開 会	午前10時00分
閉 会	午前10時43分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	淺 松 三 平
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	浮 田 康 宏
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	石 坂 泰
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	大 八 木 勉
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子
教育委員会事務局副参事	山 崎 紀 之

### 2 議題について

#### (1) 議決事項

- 議案第9号 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
- 議案第10号 令和5年度墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について
- 議案第11号 令和5年度墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

#### (2) 報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について
- 第2 令和6年度学校給食費について

### 3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、阿部委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第10号及び議案第11号については、行政運営上の審議情報に関わる案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第10号及び議案第11号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

#### 議決事項第1・・・資料番号【9-1~9-2】

議案第9号 「墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 質疑の前に、婦人補導院について補足説明をお願いします。

学務課長 婦人補導院とは、売春で補導処分を受けた満20歳以上の女子を収容して、規律ある環境の下で社会生活に適應させ、自立して生活させることを目的とする法務省の所管施設です。補導処分の期間は6か月です。本施設は、日本では東京に1か所しかなく、4か月ほど前に調べたときは2人しか収容されていない状況です。今回、婦人補導院が廃止されますので、学校医等が婦人補導院や刑務所などの施設に収容されている期間は、公務に従事できないため、公務災害休業補償期間から除くという規定整備となります。

教育長 ただいまの説明について、ご質疑・ご意見はありますか。

岸田委員 一度、施設見学に行ったことがあるのですが、表参道にある施設ですか。

学務課長 昭島市にある施設です。通常はありえないと思われませんが、女性の学校医等が、売春行為で補導された場合など、理論的にはあり得ますので規定されていますが、実際には発生したことはありません。

岸田委員 男性の学校医等が買春したときは想定されていないのですね。

学務課長 調べたところ、女性だけが閉ざされた空間で更生のための教育をするような発想もあるので、女性蔑視と排除の思想が根強いという批判もあったということが書いてありました。

岸田委員 分かりました。

教育長 それでは、議案第9号は、原案どおり改定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり、改定することにします。

#### 報告事項第1・・・資料番号【資料1-1~1-2】

「教育課題の進捗状況について」、指導室長、すみだ教育研究所が資料のとおり説明する。

教育長 それでは、「不登校対策の充実」について、何かご質疑はございますか。

岡田委員 資料に記載されている「不登校対応加配教員」という先生は、本区でどのぐらい配置されているのでしょうか。

指導室長 推進校に1名ずつ加配されていて、墨田中学校と吾嬬第二中学校と錦系中学校の3校に配置されています。

岡田委員 不登校加配教員は、もっぱら不登校の子の対応のみに充てられるのですか。

指導室長 不登校加配教員は、不登校対応は担当として行いますが、それ以外にも通常の教科指導や担任を持ったり、そういうところにも携わっています。

岸田委員 やはり、スクールソーシャルワーカーが増えたということが、令和4年が119名だったのが、今年が18名ということで、かなり大きいのだなと思っています。ただ、スクールソーシャルワーカーだけではなくて、恐らく民生委員、主任児童委員ともつながっていて、見守りという形になっていると思います。学校との連絡についても、親御さんによっては着信拒否している方も結構いたので、つながっているということが、何よりも素晴らしいと思いました。

阿部委員 不登校加配教員は、具体的にどのような業務をやっているのですか。

指導室長 学校によって様々ですが、スモールステップルーム支援員との連携や、月に1回、スクールソーシャルワーカーが学校訪問しますので、その時に不登校の対策委員会等を開催する際など、会の運営や連絡調整、必要な資料の作成などを行っています。不登校加配教員が家庭訪問をするとかはないのですが、様々なコーディネートをしているところが、大きな役割になっていると思います。

阿部委員 そのような取組によって、18人に減ったということですか。

指導室長 スクールソーシャルワーカーが定期的に訪問するようになったので、教員が相談しやすくなったのが大きいです。その結果、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問や連絡をするという流れが1つできたというのが、昨年までと大きく違うところです。

小山委員 スクールソーシャルワーカーをうまく活用できているというのが、素晴らしいと思います。各学校への訪問回数については、何か取決めみたいなものがあるのですか。

指導室長 学校へは、最低でも月に1回は訪問するようになっています。現在5人で回っていますので、1人7校、全校訪問しています。

小山委員 毎月訪問しているということですか。

指導室長 必ず毎月訪問しています。

小山委員 すごいですね。効果が上がっているということをすごく感じます。

教育長 続いて、「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」の推進及び「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」の改定について、何かご質疑はございますか。小学校から中学校に入るときに配っている「中学校入学プレブック」について説明してください。

すみだ教育研究所長 本冊子には、各教科の演習問題を入れており、その演習問題は、小学校の各教科の先生や校長先生に作成・監修していただき、中学校入学時には、この点はしっかり理解していきましょうということで作成しているものです。

教育長 例えば、都道府県名は小学校の教科書に載っていますが、時間あれば覚えさせますが、ほとんどは見て終わりになっています。ただ、ある中学校の校長から、「都道府県名ぐらいは覚えておいてほしい」というのがあって、それが発端になって作成したものです。

すみだ教育研究所長 なお、本冊子には解答も入っていますので、間違えた箇所は赤字で直して、中学校入学式の次の日に、中学校に提出をすることになっています。学校では、子どもたちの状況をきちっと把握した上で、授業に生かしていくということになります。

阿部委員 演習問題の答え合わせは自分ですか。

すみだ教育研究所長 そうです。

阿部委員 それを提出するのですね。

すみだ教育研究所長 そうです。

阿部委員 解答を見て写さないでしょうか。

すみだ教育研究所長 子どもによっては、分からないところは何かを見てやる子もいると思いますし、式を書き直して、正しい答えを書く子もいると思います。

## 報告事項第2・・・資料番号【資料2】

「令和6年度学校給食費について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 各学校はこの金額を参考に、各学校において金額を決定するということですね。

学務課長 そうです。校長が決定権限を持っていますが、この金額以外で決定されると実際には困りますので、この金額で決定されると思います。

教育長 保護者に通知を出すときには、徴収免除は続く旨、理由をきちんと書いて下さい。

学務課長 保護者宛ての通知には、6年度におきましても公費負担する予定となっておりますということで、アンダーラインか太字か何かで表記して通知する予定です。

阿部委員 そうすると、各家庭が払うべき給食費を区が金銭として補助するという考え方なのか、子どもが給食という現物給付を受けるといったことなのか、どのような考え方になるのですか。

学務課長 教育委員会からは、各学校に給食食材費としてお金を渡していますので、各家庭に公費負担は行っていない形になります。

阿部委員 ということは、実質的には、各家庭が給食代相当分を行政から補助を受けたという考え方なんですか。

学務課長 そういう形になります。

阿部委員 そうすると、所得になりますね、逆に言うと。大丈夫なのかなと、変な理屈ですけども。

学務課長 そうですね。それを検討した経緯は全くありませんが。

阿部委員 もう一点ですが、私立学校に通っているご家庭には補助等はないのですか。

学務課長 私立学校に通っている方も1,800人ぐらいいますので、その子どもたちの家庭にも物価高騰対策の支援が必要だということで、今年度は、年間一律に3万円の給付を行いました。ただ、区立学校の年間給食費は、小学校で約5万二、三千円、中学校は6万二、三千円です。で、私立学校の子どもたちへの給付金が年間3万円では差がありますので、来年度は、小学校は5万円、中学校は6万円の給付ということで予算計上し、これから議会で審議していただく予定になっています。また、都立学校については、来年度から給食費無償化となります。また、アレルギー申告している子どもたちは500人ぐらいいますが、全く食べられない子や、宗教的な意味合いで学校給食を食べない子も若干います。更には不登校で喫食していない子も、給食代と同金額を給付しましたし、来年度も同じことを考えています。あと、事情があって他区から墨田区の学校へ通っている子どもたちにも適用します。

阿部委員 他区についても、墨田区と同じ形態を取っているのですか。

学務課長 実態としては、本年4月から渋谷区が給食費無償化を実施すれば、23区で同じような形で、自分の区立学校に通っている他区の子どもたちにも適用していることを確認しています。

阿部委員 私立学校の子どもたちに対しても、墨田区のように支援しているのですか。

学務課長 今年度は、私立学校に通っている子どもたちへの支援を施策化したのは墨田区のみです。来年度は、杉並が同じ形で実施すると聞いています。

教育長 東京都は来年度、公立小・中学校の給食費を最大で半額補助する方針が示されたと思いますが、私立学校は対象外なのですか。

学務課長 私立学校は支援対象外とも聞いています。

教育長 ほかにございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第10号及び議案第11号については、秘密会として審議します。

その前に、委員の皆さん、または事務局から何かございますか。

(発言する声なし)

教育長 それでは、ここから秘密会に入ることといたしますので、傍聴人の方は、係員の指示に従ってご退出ください。

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり。

教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。

教育長 それでは、教育委員会秘密会を開会します。

**議決事項 2・・・資料番号【10-1～10-2】**

議案第10号「令和5年度墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について」を上程し、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。  
(質疑なし)

教育長 それでは、議案第10号は、原案どおり授与することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり授与することにします。

**議決事項 3・・・資料番号【11-1～11-2】**

議案第11号「令和5年度墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について」を上程し、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。  
(質疑なし)

教育長 それでは、議案第11号は、原案どおり授与することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり授与することにします。秘密会はこれをもって終了とします。  
傍聴の方がいれば入室させてください。